（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条の五第一項第二号中「千分の四十」を「千分の三十三」に改める。

第八条の十一中「法」を「次の表の上欄に掲げる年度における法」に、「一・〇一五」を「それぞれ同表の下欄に定める率」に改め、同条に次の表を加える。

平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度	一・〇二三
平成二十七年度から平成三十一年度までの各年度	一・〇二二
平成三十二年度から平成三十六年度までの各年度	一・〇二〇
平成三十七年度から平成四十一年度までの各年度	一・〇一八
平成四十二年度から平成四十六年度までの各年度	一・〇一二
平成四十七年度から平成五十六年度までの各年度	一・〇〇九
平成五十七年度以後の各年度	一・〇一〇

第八条の十一の二の表を次のように改める。

平成九年度	四・六六パーセント
平成十年度	四・一五パーセント
平成十一年度	三・六二パーセント
平成十二年度	三・二二パーセント
平成十三年度	一・九九パーセント
平成十四年度	〇・二一パーセント
平成十五年度	四・九一パーセント
平成十六年度	二・七三パーセント
平成十七年度	六・八二パーセント
平成十八年度	三・一〇パーセント
平成十九年度	マイナス三・五四パーセント
平成二十年度	マイナス六・八〇パーセント
平成二十一年度	一・四七パーセント
平成二十二年度	一・七八パーセント
平成二十三年度	一・九二パーセント
平成二十四年度	二・〇三パーセント
平成二十五年度	二・二三パーセント
平成二十六年度	二・五七パーセント
平成二十七年度	二・九一パーセント
平成二十八年度	三・三九パーセント
平成二十九年度	三・六五パーセント
平成三十年度	三・八五パーセント
平成三十一年度	四・〇〇パーセント
平成三十二年度以後の各年度	四・一〇パーセント

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の九第三項の表第百条の十第二項の項中「日本年金機構」を「機構」に改める。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第四条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・一八〇」を「四・一二一」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条第一項の表中「二七、七〇〇円」を「二七、三〇〇円」に、「五五、四〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「八三、〇〇〇円」を「八一、八〇〇円」に、「一一〇、六〇〇円」を「一〇九、一〇〇円」に、「一三八、三〇〇円」を「一三六、四〇〇円」に、「一六六、〇〇〇円」を「一六三、七〇〇円」に、「一九三、七〇〇円」を「一九一、〇〇〇円」に、「二一一、四〇〇円」を「二一八、三〇〇円」に、「二四九、〇〇〇円」を「二四五、五〇〇円」に、「二七六、七〇〇円」を「二七二、八〇〇円」に、「三〇四、三〇〇円」を「三〇〇、〇〇〇円」に、「三三二、〇〇〇円」を「三二七、四〇〇円」に、「三五九、七〇〇円」を「三五四、七〇〇円」に、「三八七、三〇〇円」を「三八一、九〇〇円」に、「四一五、〇〇〇円」を「四〇九、二〇〇円」に、「四四二、七〇〇円」を「四三六、五〇〇円」に、「四七〇、三〇〇円」を「四六三、七〇〇円」に、「四九八、〇〇〇円」を「四九一、〇〇〇円」に、「五二五、七〇〇円」を「五一八、三〇〇円」に、「五五三、三〇〇円」を「五四五、六〇〇円」に、「五八一、〇〇〇円」を「五七二、九〇〇円」に、「六〇八、七〇〇円」を「六〇〇、二〇〇円」に、「六三六、四〇〇円」を「六二七、五〇〇円」に、「六六四、〇〇〇円」を「六五四、七〇〇円」に、「六九一、六〇〇円」を「六八一、九〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第六条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。